様式第5号（第8条関係）

　　年　　月　　日

宇美町長　　　宛て

空き家バンク物件登録申請書

（申請者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　電話番号

　宇美町空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定に

より、空き家バンクへの登録を申請します。

1　登録を申し込む物件

　（所　在　地）　　宇美町

　（種　　　　類）　　土地付き一戸建て　　　　その他（　　　　　　　　　　　　）

（希望取引形態）　　**売　買　　　　賃　貸**

2　契約交渉に関して取扱業者の決定については、次のいずれかを選択します。

（該当に☑を入れて下さい）

□　契約交渉に関する全てについて、宇美町空き家バンクにより町が選定した

登録不動産業者（協力事業者）に調査・媒介を依頼します。

□　契約交渉に関する全てについて、宇美町空き家バンク登録不動産業者

　（協力事業者）の中から任意に選択した不動産業者に調査・媒介を依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業者名 |  |
| 連絡先 |  |

3　同意事項

　（1）登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、宇美町、媒介業者、福岡県版空き家バンク及び全国版空き家バンクのホームページ等で一般に公開されることに同意します。

　（2）空き家の利用者及び媒介業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。

4　誓約事項

　（1）宇美町空き家バンク実施要綱第7条各号の規定に該当しないことを誓約します。

　（2）利用者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については、当事者間で解決に当たることを誓約します。

　（3）利用者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

裏面に続きます

5　確認事項

（1）登録申請物件が、現に媒介契約の目的となっている場合は、登録ができません。

（2）相続登記ができないなどの理由で売却や賃貸が困難な場合、法律の規制などによっ

て住宅の建築などが困難な場合又はその他の理由で売却や賃貸が見込めないと判断した場合は、空き家バンクの物件登録をお断りすることがあります。

　（3）宇美町では、情報の提供や必要な連絡調整等は行いますが、空き家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約等については、一切これに関与しません。

（4）契約成立時に、別途仲介手数料がかかります。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく額の範囲になります。

　（5）宇美町では、この申請により登録された情報を空き家バンクの目的以外に利用しません。

※宇美町空き家バンク実施要綱第7条（抜粋）

（1）暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が所有者である空き家

　（2）空き家が次のいずれかに該当するとき。

　　　ア　法令等の規定に違反するもの

　　　イ　空き家の状態、周囲の環境等から見て、当該空き家への利用希望者の居住に際して、不利益を及ぼすおそれがあるもの

　（3）前2号に掲げるもののほか、空き家バンクの目的に寄与すると認められないとき。

※福岡県版空き家バンク

　福岡県内の空き家情報を集約し、その情報を提供する制度

※全国版空き家バンク

　国土交通省の採択を受けた事業者が運営し、全国の市町村の空き家情報を一元的に提供する制度

備考欄（登録申請にあたって、ご不明な点等ございましたら、ご記入ください。

|  |
| --- |
|  |